

火災から自分や大切な人の命をまもるために

設置していますか？住宅用火災警報器

例年、住宅火災で亡くなった方の大半は65歳以上の「高齢者」で、その約半数は「逃げ遅れ」が原因です。

火災が発生したときに警報音で知らせてくれる住宅用火災警報器を設置することで、火災に早く気づき、逃げ遅れを減らし、命を守ることができます。また、住宅用火災警報器の設置は義務化されているので、設置していない家庭は、早急に設置しましょう。

◆設置箇所

設置が義務となっているのは、

◎全ての寝室

◎階段（1階以外に寝室がある場合）です。

台所は設置の義務はありませんが、火災の早期発見につながります。



○設置義務（煙式） ○設置推奨（熱式）



◆秋の火災予防運動

11月9日（木）から15日（水）まで「火を消して 不安を消して つなぐ未来」をスローガンに秋季全国火災予防運動が実施されます。

私たちの大切な命、財産を失わないために、火の取り扱いには十分注意し、火災を発生させないようにしましょう。また、これからの季節は、暖房器具を使用する機会が増え、火災発生の危険も高まります。冬を迎えるにあたり、暖房器具の点検を十分に行ってください。

◆いのちを守る4つの習慣

住宅火災の原因は、たばこやストーブ、電気機器など、生活する上で身近にあるものが多くを占めます。火災を発生させないように、日ごろから下記のことを心がけましょう。

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは、火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

▶詳しくは、熊野市消防署紀宝分署（☎32-4545）までお問い合わせください。

8年ぶりに改訂

「暮らしの便利帳」を配布します

町は㈱サイネックスと協働し、みなさんの暮らしに役立つ情報誌「暮らしの便利帳」を8年ぶりに改訂しました。役場の窓口や各種手続きなどの行政情報のほか、町内の観光や歴史、文化などの地域情報を掲載しています。

今月号の広報きほうと一緒に各世帯に配布しますので、ご活用ください。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。



ひとり親家庭の経済的な自立を支援

高等職業訓練を促進するため給付金を支給します

高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親家庭の保護者が下記の資格を取得するため、6か月以上養成機関（大学・専門学校など）で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される給付金です。

また、修了後には高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

【対象資格】

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・理容師・調理師・歯科衛生士・診療放射線技師・栄養士などが対象です。

【支給額】

◆高等職業訓練促進給付金

- ・本人および同居している方の町県民税が非課税の場合 →月額 100,000 円（上限4年分）
- ・本人および同居している方の町県民税が課税の場合 →月額 70,500 円（上限4年分）

◆高等職業訓練修了支援給付金

- ・本人および同居している方の町県民税が非課税の場合 → 50,000 円（修了後1回のみ）
- ・本人および同居している方の町県民税が課税の場合 → 25,000 円（修了後1回のみ）

▶詳しくは役場福祉課（☎33-0339）または、三重県紀南福祉事務所福祉課（☎0597-85-2150）までお問い合わせください。

11月30日は「人生会議の日」

エンディングノート希望者に配布しています

人生会議とは、もしものときに備え、希望する医療やケアについて事前に考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、希望や価値観を共有することで、厚生労働省は11月30日を「人生会議の日」と定めています。

町地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象にエンディングノートを配布しています。

エンディングノートとは、自分に万が一のことが起こったときに備え、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことです。

たとえ今は元気だとしても、事故にあって長期入院する事になったり、認知症になってしまい日常生活の判断が難しくなったりと「もしものとき」は思いがけないタイミングでやってきます。

そんなとき、残される家族などにとって、あなたに関する重要な情報を知ることは大きな助けになります。また、エンディングノートを記入することで、これまでの人生を振り返り、残りの人生のありかたを考えるきっかけにもなります。

▶詳しくは、町地域包括支援センター（☎33-0175）までお問い合わせください。

